

第5号議案 定款変更(案)承認の件

変更前・変更後対照表

公益社団法人板橋青色申告会定款 (変更前)	公益社団法人板橋青色申告会定款 (変更後)
<p>第4章 役員 (役員の種類及び定款)</p> <p>第22条 本会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 理事 50名以上60名以内(2) 監事 4名以内 <p>2 理事のうち1名を会長とする。また、会長をもって法人法上の代表理事とする。</p> <p>3 代表理事以外の理事のうち9名以内については、法人法上の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とすることができる。</p> <p>4 理事のうち15名以内を常任理事とする。</p>	<p>第4章 役員 (役員の種類及び定款)</p> <p>第22条 本会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 理事 <u>30名以上50名以内</u>(2) 監事 4名以内 <p>2 理事のうち1名を会長とする。また、会長をもって法人法上の代表理事とする。</p> <p>3 代表理事以外の理事のうち9名以内については、法人法上の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とすることができる。</p> <p>4 理事のうち<u>10名以内</u>を常任理事とする。</p>